

40・6・4 名古屋経済大学大学院及び名古屋経済大学における物品購買に係る取引停止等に関する取扱いの規則

制 定 平成27年12月2日

最終改正 令和 4年 4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋経済大学大学院及び名古屋経済大学（以下「本学」という。）の購買業務に関する規程に基づき、購買業務の適正な運営に資することを目的とする。

2 この規則は、本学が発注する物品の購入及び委託、役務提供その他の契約（以下「物品等購買」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて、定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「取引停止」とは、競争入札における入札参加資格の停止、指名競争入札における指名停止及び随意契約における取引業者への選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 本学は、競争入札参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの規則の定めるところにより期間を定め、物品等購買に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止の期間の特例)

第4条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、別表に規定する取引停止期間の範囲を超えることがある。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間終了後3年を経過するまでの間に別表各号の措置要件に該当することとなった場合は、取引停止期間を無制限にする。

3 本学は、取引停止の期間中の業者が、当該案件について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者についての取引停止を解除するものとする。

4 本学は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 本学は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

2 契約担当役は、すでに入札書又は見積書（以下「見積書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、見積書等の受理を取り消すものとする。

(取引停止措置等の公表)

第6条 本学は、第3条による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 前項による取引停止措置をした場合は、名古屋経済大学のWEBページ上で当該取引停止措置の終了日まで公表するものとする。

(取引停止期間中の下請け等)

第7条 本学は、取引停止の期間中の業者が大学における契約に係る製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合はこの限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 本学は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この規則は、平成27年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 取引停止の措置要件

区 分	措 置 要 件
(1) 過失による粗雑な契約履行	①本学が発注した物品等購買に関し、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき
(2) 契約違反	②(1)に掲げる場合のほか、本学が発注した物品等購買に関し、契約に違反する等、契約の相手方として不適当であると認められるとき
(3) 不正行為又は不誠実な行為	③本学が発注した物品等購買に関し、不正又は不誠実な行為をし、相手方として不適当であると認められるとき
(4) 談合	④本学が発注した物品等購買において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき
(5) 贈賄	⑤本学の教職員に対し、贈賄が発覚したとき ⑥他の私立大学を含む公的機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき
(6) その他	⑦他の私立大学を含む公的機関において取引停止の措置が行われたことが判明したとき ⑧前号に掲げる場合のほか、特別の事由により本学が発注した物品等購買の相手方として不適当であると認められたとき

※ 第3条に定める取引停止の措置は取引停止の措置要件を検討のうえ、1ヶ月以上24ヶ月以内の範囲内で期間を決定する。取引停止の措置要件の内容（複合、頻度）によっては取引停止期間を無制限とする場合もある。